

|        |      |
|--------|------|
| 管理 No. | F029 |
|--------|------|

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署:福祉部障がい福祉課  
(自立支援給付係 /内線:2794)

|                     |   |   |
|---------------------|---|---|
| 根拠区分                | 法律 ・ 条例   |   |
| 許認可等の名称             | 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の指定の更新  |   |
| 処分権者                | 市長  |   |
| 根拠規定                | 根拠法令・条例題名<br>(制定年/区分/発令番号)  | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律<br>(平成17年法律第123号)                        |
|                     | 根拠規定条項  | 第51条の21第1項  |
| 基準規定                | 基準法令等題名<br>(制定年/区分/発令番号)  | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年省令第27号） |
|                     | 基準規定条項  |   |
| 審査基準                | (指定の更新)<br>第51条の21 第51条の14第1項の指定一般相談支援事業者及び第51条の17第1項第1号の指定特定相談支援事業者の指定は、6年ごとにそれらの更新を受けなければ、その期間の経過によって、それらの効力を失う。<br>2 第41条第2項及び第3項並びに前2条の規定は、前項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。 |   |
| 標準処理期間<br>(経由機関の日数) | 申請受理日より概ね30日  |   |
| 本票の作成日              | 平成29年2月3日作成   |   |
| 更新履歴(更新日)           | 改正沿革<br>平成 年 月 日改正  |   |

審査基準（裏面追加）

|             | 基準内容 |
|-------------|------|
| 審査基準等<br>補足 |      |